

介護保険制度の改正について（平成30年8月施行分 サービス利用にかかる負担割合関係）

1 概要

平成30年の介護保険制度の改正において、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、これまで利用者負担の割合がサービス費用の2割だった方で、特に所得の高い方については、平成30年8月のサービス利用分以降、負担割合が3割となる。

2 利用者負担の割合の判定基準

被保険者	合計所得	年金収入等		負担割合
第1号被保険者 (65歳以上)	本人の 合計所得金額が 220万円以上	同一世帯の第1号被保 険者の年金収入+その 他の合計所得金額	単身は340万円以上	3割
			2人以上は463万円以上	
	(3割の対象とな らない方で) 本人の合計所得が 160万円以上	同一世帯の第1号被保 険者の年金収入+その 他の合計所得金額	単身は280万円以上	2割
			2人以上は346万円以上	
上記以外の場合			1割	
本人の合計所得が160万円未満			1割	
第2号被保険者(40歳から64歳)				1割

※ 住民税が非課税の第1号被保険者は、上記に関わらず1割の自己負担。

※ 第1号被保険者で、保険料を2年以上滞納し時効にかかったものがある場合には、一定期間給付が制限され、上記で3割と判定される方については4割、2割または1割と判定される方については3割の自己負担。

3 高額介護（予防）サービス費に関する補足

利用者負担額が高額で、その額が一定の基準額（裏面参照）を超えた場合は、申請によりその超過分が高額介護（予防）サービス費として給付される。ただし、保険料の滞納により給付が制限される場合を除く。

4 周知方法等

6月25日 めぐろ区報、目黒区ホームページに掲載

7月中旬 要介護・要支援の認定を受けている方及び、介護予防・生活支援サービス事業対象の方全員に、負担割合を記載した介護保険負担割合証を送付

※ なお、事業者に対しては、厚生労働省作成のリーフレット（別紙参照）により、周知を行っている。

以 上

【介護保険高額介護（予防）サービス費の利用者負担月額上限額】

利用者負担段階区分	利用者負担月額上限額
課税世帯（現役並み所得相当）（※1）	44,400円（世帯）
課税世帯（一般）	44,400円（世帯） 一定の世帯について、年間上限額設定（3年間の時限措置 ※2）
住民税非課税世帯	24,600円（世帯）
・合計所得金額及び課税年金収入の合計額が80万円以下の方 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
生活保護の受給者	15,000円（個人）

※1 課税世帯（現役並み所得相当）

世帯内に課税所得金額が145万円以上の第1号被保険者がいて、かつ第1号被保険者の年収が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上の世帯

※2 3年間の時限措置

現役並み所得相当でない課税世帯（29年8月から月額上限額が変更となった世帯）のうち、全ての被保険者（サービスを利用していない方を含む）が1割負担の世帯については、年間の負担額が変更前の上限額を超えないようにする。（自己負担額の年額（8月1日から翌年の7月31日までの間）の合計額に対して446,400円（37,200円×12）の負担上限額を設定する。）



平成30年8月から 現役並みの所得のある方は、 介護サービスを利用した時の 負担割合が3割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担割合について、これまでは1割又は一定以上の所得のある方は2割とじていましたが、平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得^{※1}のある方には費用の3割をご負担いただくこととなります。

Q どうして見直しを行ったのですか。

A 介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、負担能力のある方についてはご負担をお願いするため、見直しを行うこととしたものです。

Q 3割負担になるのはどういう人ですか？

A 65歳以上の方で、合計所得金額^{※2}が220万円以上の方です。

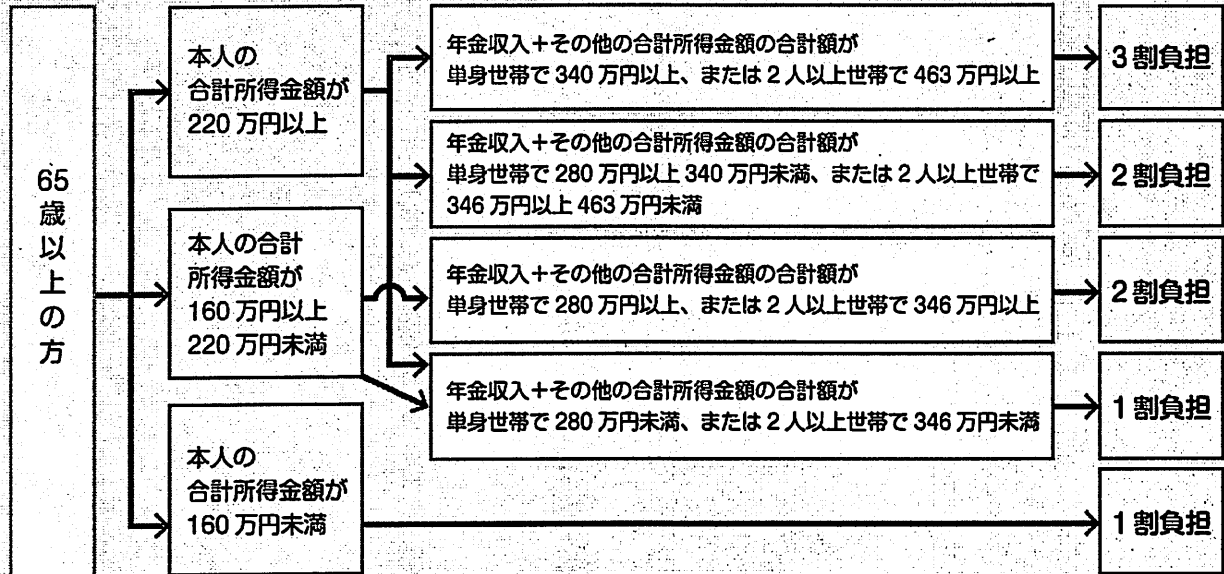
ただし、合計所得金額^{※2}が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額^{※3}」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担又は1割負担になります。

※1 高齢者医療においては、若年世代と同程度の所得がある方について、窓口負担を3割としています。介護保険についてもこの所得区分を踏まえて基準を設定しています。

※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※3 「その他の合計所得金額」とは、※2の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

Q いつから3割になるのですか？

A 平成30年8月1日以降に介護サービスをご利用されたときからです。

Q 2割負担から3割負担になった人は、全員月々の負担が1.5倍になるのですか？

A 月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が1.5倍になるわけではありません。

Q 1割負担の基準は変わるのですか？

A 今般の見直しは、現役並みの所得のある方の負担割合を3割とするものですので、1割負担の基準は変わりません。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、どの負担割合の方も、市区町村から負担割合が記された証(負担割合証)が交付されます。ご自身の負担割合証の「利用者負担の割合」の欄(右図)をご確認ください。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

※負担割合証はイメージです。